

# アンカーニュース

## 物納制度の改正①

平成 18 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について

### 1. 趣旨

イ. 手続の明確化

ロ. 手続の迅速化

(納税者にとっては、却下の場合の利子税の負担軽減、国にとっては、時の経過とともに発生する譲渡損回避)

### 2. 物納不適格財産の明確化

イ. 物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合、又は物納劣後財産に該当する場合であって、他に物納適格財産を有するときは、税務署長は当該物納を却下する。

ロ. 却下の日から20日以内に、一度に限り物納の再申請をすることができる。

### 3. 物納手続の明確化

イ. 申請…国が収納するために必要な書類として一定の書類を定める。申請者は、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等を物納申請時に提出する。

ロ. 補正…必要書類の記載に不備があった場合、又は提出が無かった場合、税務署長は必要書類の補正又は提出を請求することができる。請求後20日以内に補正又は提出が無かった場合には、物納申請を取り下げたものとみなす。

ハ. 収納…税務署長は、1年以内の期限を定めて、廃材の撤去その他物納財産を収納するために必要な措置を講ずべきことを申請者に請求でき、期限内に措置がされなかったときは物納申請を却下することができる。

ニ. 延長…延長は最長1年間。3ヶ月ごとに再延長。

ホ. 条件付許可…税務署長は、物納許可の際に条件を付けることができる。その条件に違反した場合5年以内に限り物納許可を取消すことができる。

Ex : 汚染地であったことが判明



発行者

合 同 事 務 所 ア ン カ ー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

税 理 士 山 下 健 人 事 務 所

TEL 03-5728-3113 FAX 03-5728-3348

担当 : 山下・宇梶